

大阪医科薬科大学 医学研究支援センター実験動物部門利用者会細則

(昭和63年10月19日)

第1条 大阪医科薬科大学医学研究支援センター実験動物部門細則第7条第2項の規定に基づき、実験動物部門利用者会（以下、「利用者会」という。）の組織及び運営について定める。

第2条 利用者会は、実験動物部門利用上の諸問題を討議し、利用者相互の益を図ることを目的とする。

第3条 利用者会は、動物種別に下記の利用者小会を設ける。

- (1) 利用者会1（一般小動物）
- (2) 利用者会2（ウサギ）
- (3) 利用者会3（イヌ・ネコ）
- (4) 利用者会4（サル）
- (5) 利用者会5（水棲動物等）
- (6) 利用者会6（SPF及び無菌動物）
- (7) 利用者会7（感染動物）
- (8) 利用者会8（遺伝子改変動物）

2 利用者小会は、実験動物部門運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の議により適宜改組し、又は新設する。

第4条 利用者会は、各利用者小会代表の互選により議長及び副議長を選出する。

2 各利用者小会は、その動物種の全利用者の互選により代表を選出する。

3 利用者会議長、同副議長の任期は、4月1日より2年とし、再任を妨げない。

4 欠員により補充された議長、副議長及び代表の任期は、前任者の残任期間とし、上記通算期間に含めない。

第5条 利用者会及び各利用者小会は、下記の場合に開催する。

- (1) 議長及び代表が必要と認めるとき。
- (2) 複数の利用者小会代表及び利用者小会に属する複数の利用者の要求のあるとき。
- (3) 実験動物部門長が必要と認めるとき。

2 利用者会は、動物実験を行っている教室・部局の代表の過半数の出席（代理出席及び委任状を含む。）により議事を開き、また各利用者小会は、利用者の過半数の出席（同上）により議事を開く。

3 採決を要するときは出席者の過半数の賛否によって決し、可否同数のときは議長及び代表者が決する。

第6条 各利用者小会は、その利用者小会以外の者を出席させ、意見を述べさせることが

できる。

第7条 この細則の改廃は、実験動物部門長の発議により運営委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、昭和63年10月19日から施行する。

附 則

この改正は、平成5年9月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年8月8日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年11月17日から施行する。